

災害応急対策活動等に関する基本協定(土木工事) 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定(土木工事)」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定(土木工事)
- (2) 活動場所 出雲河川事務所において管理する一級水系斐伊川(尾原ダム管理区間、神戸川、志津見ダム管理区間、斐伊川放水路、宍道湖、大橋川、中海及び境水道(以下「一級水系斐伊川」という。)(別図-1参照)の①松江地区、②出雲地区1、③出雲地区2における災害応急対策活動等への協力を原則とします。
- (3) 活動内容 出雲河川事務所が管理する施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等による応急対策活動の実施をお願いするものです。
- (4) 協定期間 令和7年5月1日～令和9年4月30日
- (5) 協定締結日 協定締結日は以下を予定している。

基本協定参加資格確認申請書の提出期限	協定締結日(予定)
①令和7年3月7日(金)までに提出した場合	令和7年5月1日
②令和7年5月末までに提出した場合	令和7年8月1日
③令和7年8月末までに提出した場合	令和7年11月1日
④令和7年11月末までに提出した場合	令和8年2月1日
⑤令和8年2月末までに提出した場合	令和8年5月1日
⑥令和8年5月末までに提出した場合	令和8年8月1日
⑦令和8年8月末までに提出した場合	令和8年11月1日

- (6) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和7・8年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」

のいずれかに係る一般競争参加資格の申請を令和7年1月15日までにやっていること。

申請済であることを確認するため、「令和7・8年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを本基本協定の基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、令和7年5月1日までに令和7・8年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」のいずれかに係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。

- （３） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （５） 平成21年度以降に完成・引き渡しが完了した「土木一式工事」又は「維持修繕工事」の施工実績があること。

なお、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- （６） 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工（管理）技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 島根県及び鳥取県内で出雲河川事務所が管理する区域の市町内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

管理する区域の市町とは次の通りとする。

松江地区：松江市、安来市、米子市、境港市

出雲地区：出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。

(2) 基本協定の締結の決定は書面により通知します。

4. 担当部局

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町5丁目1番地

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 工務課

TEL 0853-20-1760（ダイヤルイン）

FAX 0853-23-8675

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、総括的に管理する技術者を複数登録することは可能です。

雇用関係が確認できる資料として、健康保険被保険者証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施してください。

④資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械【別記様式4】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所と緊急時に準備できる重機及びそのオペレーター、作業員数を記入し提出願います。

なお、重機については、例に書いてある程度の記入としてください。

⑤活動の希望区域【別記様式5】

※活動の希望区域を選択願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間に必着のこと。）とします。

⑧受付期間：令和5年2月17日（月）から令和8年3月31日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

なお、申請書の提出日による協定締結日は1.（5）のとおり。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。FAX（着信確認の連絡を必ず行うこと）でも可。

②受領期間：令和7年2月17日（月）から令和8年8月19日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和8年8月31日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
なお、質問に対する回答書は、質問を受理してから10日後を目処に随時閲覧する予定である。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤協定締結後、1年経過時においては必要に応じて内容等の更新を依頼する場合があります。

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

出雲河川事務所長 児子 真也 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 役職 氏名 印

令和7年2月17日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定(土木工事)」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面(別記様式2)
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面(別記様式3)
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める資機材置き場の所在地及び準備できる
人員、機械を記載した書面(別記様式4)
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に定める担当区域の希望を記載した書面(別記様式5)
- 5 基本協定締結説明書2.(2)に定める一般競争参加資格申請書の写し

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

E-mail : 〇〇@〇〇.〇〇.jp

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	令和（平成） 年 月 ～ 令和（平成） 年 月
	受 注 形 態	単体／J V（出資比率）
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
C O R I N S への登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA 3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日 (和暦)		平成 (昭和) ○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許		1 級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)
貴社に在籍 される技術 者数	1 級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	
	2 級土木施工管理技士又 は 2 級建設機械施工 (管 理) 技士	
	その他	

- ・ 貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2. (6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 4)

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械

会社名：

[記入例]

本店の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
基地となる本・支店又は営業所の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
資機材置き場の所在地	置き場 1：〇〇市〇〇町〇〇番地 置き場 2：〇〇市〇〇町〇〇番地 ： ：
重機の台数	シャベル 〇台 バックホウ 〇台 ブルドーザー 〇台 クレーン 〇台 ローラー 〇台 トレーラ 〇台 トラック 〇台
重機のオペレータ数	〇〇人
作業員数	〇〇人
基地となる本・支店、営業所に常駐する技術者	〇〇人

※本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所については、番地まで記載してください。

※重機は、保有台数すべて合わせて計上し、自社で保有していることがわかる資料を添付してください。

※作業員は、普通作業員以上全てを含めて計上してください。

※技術者は、実人数で記入願います。

(別記様式 5) 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される担当区域を選択願います。

区 域 名	希望される区域に○
①松江地区	
②出雲地区 1	
③出雲地区 2	

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- ☐ 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
→（健康保険被保険者証（個人情報マスキング処理）、監理技術者証等）
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- ☐ 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、重機（別記様式4） →必須提出
- ☐ 『担当区域希望調査票』（別記様式5） →必須提出
- ☐ その他参考資料 →必要に応じ提出

- ☐ 令和7・8年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の申請を行っている証し →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。